

平成 28 年度

社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会

[隠岐地区] 日時：平成 28 年 6 月 9 日（木）

9 : 30 ~ 11 : 40

場所：隠岐合同庁舎別館第 3 会議室 C、D

[松江地区] 日時：平成 28 年 6 月 13 日（月）

13 : 00 ~ 15 : 30

場所：県松江合同庁舎講堂

[出雲地区] 日時：平成 28 年 6 月 14 日（火）

13 : 00 ~ 15 : 30

場所：出雲合同庁舎 702、703 会議室

[浜田地区] 日時：平成 28 年 6 月 7 日（火）

13 : 00 ~ 15 : 30

場所：浜田市総合福祉センター 2 階会議室

[益田地区] 日時：平成 28 年 6 月 8 日（水）

13 : 00 ~ 15 : 30

場所：益田合同庁舎 5 階大会議室

島根県健康福祉部地域福祉課

(地域福祉課ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>)

内 容

あいさつ

- 1 社会福祉法の改正について
- 2 福祉サービス第三者評価制度について
- 3 平成27年度島根県社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要
- 4 平成28年度島根県社会福祉法人等指導監査実施計画
- 5 各市（所轄庁）からの説明
- 6 その他

平成27年度 島根県社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

平成27年6月から平成28年3月まで実施

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区分		実地監査	書面監査	合計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率(%)	H26(%)
法人本部	一般法人	16	0	16	15	93.8	83.3
	保育所のみ法人	5	0	5	5	100	100
	社会福祉協議会・共同募金会・いのちの電話	13	0	13	11	84.6	100
	法人本部 合計	34	0	34	31	91.1	85.7
社会福祉施設	保護施設	2	0	2	2	100	100
	養護老人ホーム	7	0	7	5	71.4	85.7
	障害児施設	7	0	7	3	42.9	57.1
	障害者支援施設	9	0	9	7	77.8	75.0
	保育所・幼保連携型認定こども園	123	92	215	93	43.3	33.8
	児童養護施設等	9	1	10	5	50.0	60.0
	社会福祉施設 合計	157	93	250	115	46.0	39.7
合計		191	93	284	146	51.4	43.2

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成27年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全（防災対策等）及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

②その他

平成25年度より市に所在する社会福祉法人の所轄庁が基本的に市に移管され、平成27年度から、市所管の社会福祉法人本部の指導監査については同行援助体制で無く、市単独で行うことになった。市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により同日又は別日を設定するなどして実施した。

(7) 平成27年度の主な指摘事項

①法人本部

○組織運営関係

- ・定款の不備又は実態との乖離
- ・評議員会で特定の評議員が欠席
- ・役員の選任手続が不適切

○事業関係

- ・主たる指摘事項なし

○管理関係

- ・経理規程の未整備又は実態との乖離
- ・経理事務処理が不適切
- ・契約事務が不適切
- ・内部経理監査が不適切
- ・預金通帳、印鑑の保管責任者が不明確
- ・役員報酬、費用弁償規程の不備、未整備
- ・借地等に係る利用権の未設定又は未登記
- ・就業規則等の未整備又は実態との乖離
- ・決算手続の不備
- ・諸帳簿の整備が不十分

○その他

- ・役員研修計画がなく、研修が低調
- ・防災対策の取組が不十分

②保護施設

苦情処理に関する規程に不備がある

③養護老人ホーム

○高齢者虐待防止について

- ・高齢者虐待防止のための研修が実施されていない。

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修が実施されていない。

④障害児施設

- ・重要事項の説明・同意が不十分

⑤障害者支援施設

○運営管理関係

- ・サービス提供の記録及び確認が不十分
- ・年2回の健康診断の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容の変更等がなされていない
- ・苦情解決の取り組みが不十分

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・介護給付費の算定及び取扱いが不適当

⑥保育所・幼保連携型認定こども園

○利用者待遇関係

- ・3歳未満児及び障がい児の個別指導計画なし
- ・検便の実施が不十分
- ・途中入所児、欠席児童の健康診断未実施
- ・早朝、夕方の保育士の複数配置なし
- ・施設内外の安全管理が不十分
- ・検食記録が未作成

○運営管理関係

- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分
- ・運営費等の経理が不適切
- ・経理事務処理が不適切
- ・苦情解決の取り組みが不十分
- ・避難及び消火訓練の実施が不十分

⑦児童養護施設等(口頭指摘含む)

○入所者待遇関係

- ・事故発生時や児童の問題行動発生時の対応等を定めたマニュアル等が未整備
- ・自立支援計画の不備
- ・職員研修の年間計画を策定し、計画的に実施すること

- ・会議録や協議録の整備が不十分
- 運営管理関係
- ・就業規則の不備
 - ・宿直体制が不適切
 - ・契約、支出事務が不適切
 - ・資金、預り金管理が不適切

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成27年6月から平成28年3月まで

(2) 指導

①実地指導

区分		実地指導・施設事業所数	文書指摘施設・事業所数	文書指摘率%	H26%
施設	介護老人福祉施設	30	25	83.3	85.7
	介護老人保健施設	7	6	85.7	62.5
	介護療養型医療施設	8	8	100.0	83.3
	施設合計	45	39	86.7	80.0
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	12	10	83.3	80.0
	短期入所生活介護	32	26	81.3	76.9
	短期入所療養介護	12	11	91.7	63.6
	通所介護	56	51	91.1	93.8
	居宅介護支援	45	37	82.2	89.1
	訪問介護	28	27	96.4	91.9
	訪問看護	8	5	62.5	100.0
	訪問入浴介護	4	4	100.0	100.0
	訪問リハビリテーション	3	2	66.7	-
	通所リハビリテーション	8	4	50.0	80.0
福祉用具貸与	福祉用具貸与	12	12	100.0	100.0
	福祉用具販売	12	12	100.0	100.0
居宅サービス合計		232	201	86.6	89.2
合計		277	240	86.6	88.0

②集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：746事業所対象

施設サービス：279事業所対象

(3) 監査

・実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と高齢者福祉課が共同で実施。ただし、出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

②集団指導

高齢者福祉課が実施。

③監査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成27年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

②保険給付の適正化

③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においていた利用者的人権と安全及び適切な待遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

・実施なし

②実地指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者的人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成27年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○事故防止対策について

- ・事故発生時の対応について、マニュアル等による定めがない。
- ・事故発生防止のための職員に対する研修が実施されていない。
- ・市町村に報告が必要な事故について報告がされていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための体制整備がされていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修が実施されていない。

○身体拘束について

- ・委員会等が設置されていない。
- ・実施する場合の手続きを定めたマニュアルや実施時の検討記録が整備されていない。
- ・施設全体としての意思決定がされていないまま身体拘束が開始されていた。

○預り金について

- ・事業所で定めた管理規程に即した手続きが行われていない。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。

②居宅系サービス

○従業者の員数

- ・所定の員数が配置されていない日がある。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○居宅サービス等の質の評価

- ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。

○秘密の保持

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。

○介護給付費の算定

- ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。

○非常災害計画の策定

- ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成27年7月から平成27年12月まで

(2) 指導

①実地指導

区分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率 %	H26 %
施設	障害児施設	7	3	42.9	57.1
	障害者支援施設	9	7	77.8	75.0
障害	短期入所事業	16	10	62.5	51.8
	共同生活援助	24	18	75.0	78.9
福祉	生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援	33	22	66.7	77.7
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	20	18	90.0	94.7
サービス	療養介護	0	0	0	33.3
	障害児通所支援事業	20	11	55.0	76.1
障害福祉サービス合計		113	79	69.9	74.3
相談支援事業		0	0	0	0
合 計		129	89	69.0	72.8

②集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、障害児施設及び障害児通所支援事業所535か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

②集団指導

障がい福祉課が実施。

③監査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成27年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし

②実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかつたが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行つた。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行つた。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行つた。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行つた。

③集団指導

- ・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成27年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の説明が不十分
- ・非常災害対策が不十分
- ・事故発生時の対応が不十分
- ・運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適当
- ・個別支援計画の作成が不十分
- ・運営規程等の内容が不十分
- ・苦情解決の取組が不十分

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不適当

平成28年度 島根県社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成28年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導及び監査(以下、「指導監査等」という。)の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、3に定めるところにより計画的に実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

なお、市が行う社会福祉法人本部の監査と県が行う施設等の指導監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導監査等を実施することとする。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な待遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な待遇の確保

(3) 指定障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な待遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

2 重点指導項目

昨年度の一般監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあっては「指導」)において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査(介護保険・障がい福祉サービス事業関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、昨今の大規模震災、原発災害の発生を受け、県及び県社協では大規模災害等を想定した避難計画及びガイドラインを作成したが、立地条件を考慮した現在の社会福祉施設等の防災計画の見直しを含む策定状況・具体的な取り組み状況については、昨年度に引き続き重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

(1) 法人本部

- ①組織運営関係
 - ア 定款の整備
 - イ 適正な役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営体制の確保
 - ウ 監事監査機能の強化
- ②管理関係
 - ア 利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
 - イ 内部牽制体制の確立による適正な会計処理

- ・内部監査の強化
- ・預金通帳及び印鑑の適切な保管

(2) 社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備

イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進

- ・苦情解決の取り組みの確立

- ・身体拘束禁止への取り組みの推進

- ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

ア 運営規程等諸規程の整備

イ 防災対策の充実、強化

- ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立

- ・消火訓練・避難訓練の適正実施

ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

- ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

エ 利用者預り金の適正な管理

(3) 介護保険施設等

ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

イ 業務管理体制の整備

ウ 介護報酬の請求事務の適正化

エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備

オ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進

- ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底

- ・虐待防止及び身体拘束廃止に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進

- ・苦情解決の取り組みの推進

カ 防災対策の充実、強化

- ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立

- ・消火訓練・避難訓練の適正実施

キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

- ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

ク 利用者預り金の適正な管理

(4) 障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者等

ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保

イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化

ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領

エ 重要事項の説明及び掲示

オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備

カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進

- ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底

- ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進

- ・苦情解決の取り組みの推進

キ 防災対策の充実、強化

- ・非常時の連絡・避難体制の確立

- ・消火訓練・避難訓練の適正実施

ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応

- ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

ケ 利用者預り金の適正な管理

- コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
- ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書

- (1) 監査調書及び指導調書種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定障害児入所施設監査調書（児童福祉施設（障害児） 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所監査調書・保育所台帳
	幼保連携型認定こども園監査調書・施設台帳
	児童福祉施設監査調書 (助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム)
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害者支援施設指導調書
老 人	指定一般相談支援事業者指導調書
	指定自立支援医療機関指導調書
	養護老人ホーム監査調書 有料老人ホーム監査調書 *介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）

福祉サービス第三者評価制度の概要

平成 28 年 6 月

島根県地域福祉課

福祉サービス第三者評価とは…

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組みです。

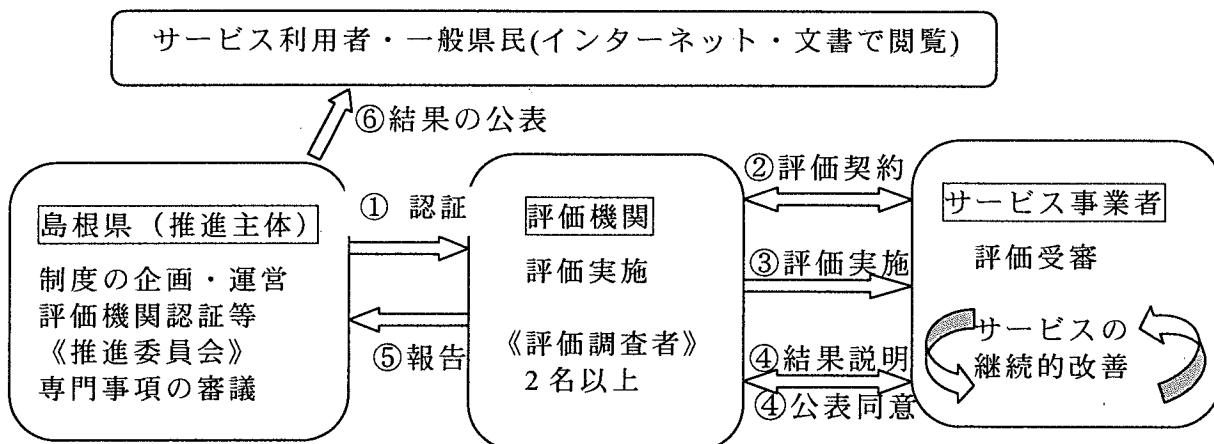
《対象事業》

社会福祉法に定める第一種及び第二種社会福祉事業のうち施設系の福祉サービス

《目的》

- (1) 福祉サービスの質の向上～事業者が、評価により、自らの強みと課題を把握
- (2) 利用者への情報提供～評価結果の公表により、利用者が適切なサービスを選択

《評価のながれ》



評価を受けると、こんなメリットがあります！！

- 取り組みの具体的な目標設定ができる。
- 明確になった優れた点や施設の考え方、取り組み等を施設の特徴としてPRできる。
- 職員の取り組み姿勢と改善意欲が増す。
- 潜在化している利用者の声を把握でき、サービスの向上に役立つ。
- 職員間で諸課題の共有化が図れる。
- 利用者等からの信頼が獲得できる。
- 定期的に行う一般監査が4年に1回の社会福祉法人一般監査に係る法人分類「A」に申請可（その他、会計管理、法遵守等の基準もあり）等々

《最近の動向》

平成 24 年 4 月 社会的養護関係施設の受審を義務づけ（3年に1回）

平成 27 年 4 月 保育所の受審を努力義務づけ（平成 27 年度から 5 年間に 1 回）
受審費用のうち、15万円（定額）を公定価格に加算措置

☆評価機関、評価基準、受審状況等の詳細は、島根県ホームページをご覧ください。

しまねの福祉サービス第三者評価

検索